様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年12月 3日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃぐろーばるだいん  一般事業主の氏名又は名称 株式会社グローバルダイン  （ふりがな）なべしま　のぶお  （法人の場合）代表者の氏名 鍋島　靖雄  住所　〒198-0036  東京都 青梅市 河辺町９丁目６番８号リキタワー２Ｆ  法人番号　3013101006960  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取り組みについて | | 公表日 | ①　2025年10月15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページに記載  　https://www.globaldyne.jp/company/dx.html  　記載箇所：ページ内見出し「当社のDXビジョン」箇所 | | 記載内容抜粋 | ①　当社は、Webサイトをはじめとした情報資産の有益性や互恵性など過去・現在・未来における対象情報の有用性を分析・解析を行い、情報資産価値の最大化を図ることがビジネスには不可欠と考えています。  現代の企業経営においては、戦略策定から実行までのプロセスを迅速かつ効率的に行う必要性があることから、当社はデジタル活用を経営の中心に据えています。  今後も急速に進展するデジタル技術を的確に捉え、AIやクラウドなどの情報処理技術を適切に活用し、業務プロセスの革新と顧客満足度の向上を同時に実現します。  とくに、有資格者監修のもと自社独自のデータ解析システム開発を通じて、迅速なニーズ把握と個別対応を強化し、当社の競争力を持続的に高めていく方針です。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会にて承認を受けた内容を公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取り組みについて | | 公表日 | ①　2025年10月15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページに記載  　https://www.globaldyne.jp/company/dx.html  　記載箇所：ページ内見出し「DX推進戦略」箇所 | | 記載内容抜粋 | ①　当社は「データに基づく価値創造を通じて、顧客と社会の持続的な成長に貢献する」ことをミッションとし、有資格者監修のもと自社独自のデータ解析システムとAIを中心としたDXを推進しています。  当社独自に開発したデータ解析システムとAI技術を組み合わせ、データを定量・定性的に把握・評価する仕組みを構築しており、データに基づく迅速かつ精度の高い改善提案を行い、顧客企業の有益性および社会的価値の向上とマーケティングと経営判断を連携させ「データドリブンな価値創造基盤」として活用し、顧客・社会が互いに利益を享受する持続的なデジタルエコシステムの構築を目指しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会にて承認を受けた内容を公表しています。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進の取り組みについて  　記載箇所：ページ内見出し「DX推進戦略」>「1. DX推進体制及びDX人材育成」箇所 | | 記載内容抜粋 | ①　当社の代表取締役がCDO（最高デジタル責任者）を兼任し、全社的な経営戦略とデジタル戦略のDX推進を統括します。CDOをリーダーとしてDX推進チームを発足し、戦略、デザイン、システム開発の分野における専門人材を配置して最新の技術動向を踏まえた開発力と市場ニーズの的確な把握を両立させ、実効性の高いDX推進の戦略立案および実行を担います。  DX人材育成は、社員が顧客Webサイトの利用状況をはじめとしたデータ解析やセキュリティに関する知識・技術を継続的に習得できるよう、社内有資格者や社外専門家による研修や勉強会を定期的に実施し、デジタル人材の育成とスキルアップできる体制を整備します。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進の取り組みについて  　記載箇所：ページ内見出し「DX推進戦略」>「2. DX推進の環境整備」箇所 | | 記載内容抜粋 | ①　当社のデータ解析システム開発部門と連携を行い、データを安全かつ効率的に管理・解析するための環境を整備します。具体的には、外部からはアクセスできないクローズドな環境で動作するデータ解析システムの開発を目指し、解析したデータを安全に管理できる環境を整備するとともに、冗長化対策として、VPNを通じて他拠点と大量のデータをリアルタイムでバックアップできる仕組みを整備します。  また機密性の高いデータ保護のための厳格なセキュリティ対策を講じ、社内データ解析の有資格者のもとセキュアで迅速なサービス改善を実現します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取り組みについて | | 公表日 | ①　2025年10月15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページに記載  　https://www.globaldyne.jp/company/dx.html  　記載箇所：ページ内見出し「DX推進戦略」>「3. DX推進の指標」箇所 | | 記載内容抜粋 | ①　当社はDX戦略の達成度を測るため、データ解析における複数の指標を設定し、継続的な進捗管理を行います。主要な指標としては、データ解析システムによる顧客サイト解析ならびにAIによる累計的なデータとの複合解析を行い、各プロジェクトの改善施策の効果を継続的に評価します。これらを通じて、DX施策がもたらす事業成果と情報資産価値を把握することで継続的な改善を図ります。  ①業務効率化の指標  データ解析システムとAI技術を組み合わせ、AI導入前後での全体的な業務処理時間の短縮率を測定します。導入効果を客観的に評価し、業務効率の改善状況を把握します。  ②サービス品質の指標  定例データ解析報告会において、契約顧客の対象サイトPV/CV等の獲得数やクリエイティブ品質を定期的に評価します。また有資格者による顧客への改善提案数と組み合わせ、四半期毎に総合的にサービス品質向上の進捗と有効性を評価します。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年10月15日 | | 発信方法 | ①　DX推進の取り組みについて  　当社ホームページに記載  　https://www.globaldyne.jp/company/dx.html  　記載箇所：ページ内見出し「DX推進の代表メッセージ」箇所 | | 発信内容 | ①　当社が目指すDXは、顧客の情報資産価値の最大化に貢献することにあります。  収集したデータを多面的に解析・管理し、顧客・社会が互いに利益を享受する持続的なデジタルエコシステムの構築を目指し、経営と全社員が一体となり、デジタルの力でより良い社会の実現に向けて挑戦し続けてまいります。  株式会社グローバルダイン  代表取締役 鍋島靖雄 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 10月頃　～　2025年 10月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 10月頃　～　2025年 10月頃 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。